一　道路の種類及び路線名及び占用を制限する区域及び図面縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道	三十四号	佐賀県杵島郡江北町大字下小田字一本松篭三三六六番一から同郡大町町大字大町字三本松篭一四三番一まで	九州地方整備局及び佐賀国道事務所

二　制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

三　占用を制限する理由
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日
平成二十九年二月十四日

国会事項

衆議院

議決通知
二月九日本院は公正取引委員会委員に青木玲子を任命することに同意した旨内閣に通知した。
又同日本院は国家公安委員会委員に安藤裕子を任命することに同意した旨内閣に通知した。
又同日本院は預金保険機構理事長に三國谷勝範を、同理事に関一穂及び久田高正を、同監事に町田恵美を任命することに同意した旨内閣に通知した。
又同日本院は情報公開・個人情報保護審査会委員に南野聡、泉本小夜子及び山本隆司を任命することに同意した旨内閣に通知した。
又同日本院は日本放送協会経営委員会委員に高橋正美を任命することに同意した旨内閣に通知した。
又同日本院は労働保険審査会委員に小賀野晶一を任命することに同意した旨内閣に通知した。
又同日本院は中央社会保険医療協議会公益委員に中村洋及び長谷川ふ佐子を任命することに同意した旨内閣に通知した。
又同日本院は社会保険審査会委員長に瀧澤泉を、同委員に髙野伸及び吉山敦子を任命することに同意した旨内閣に通知した。
又同日本院は中央労働委員会公益委員に荒木尚志、三輪和雄、植村京子、沖野眞已、鹿野菜穂子、鎌田耕一、木本洋子、中窪裕也、松下淳一、横溝久美、森戸英幸、両角道代、山川隆一、山下友信及び山本眞弓を任命することに同意した旨内閣に通知した。
又同日本院は運輸審議会委員に根本敏則を任命することに同意した旨内閣に通知した。
又同日本院は公害健康被害補償不服審査会委員に石井彰及び武田克彦を任命することに同意した旨内閣に通知した。

質問書提出
二月九日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
政府が現行法上的確に対処できないとしている薬物テロ事案に関する質問主意書（逢坂誠二提出）
政府が現行法上的確に対処できないとしているハイジャックテロ事案に関する質問主意書（逢坂誠二提出）
日米防衛相会談に関する質問主意書（奥野総一郎提出）
稲田防衛大臣の法的な意味における戦闘行為との答弁に関する質問主意書（逢坂誠二提出）
安倍総理の東京オリンピック招致演説に関する質問主意書（逢坂誠二提出）
米国トランプ大統領との価値の共有に関する質問主意書（初鹿明博提出）

弔詞
かつて永年在職議員として表彰された元議員小里貞利君が二十八年十二月十四日死去されたので、二十九年二月九日、本院は次の弔詞を贈った。
衆議院は　多年憲政のために尽力され　特に院議をもってその功労を表彰され　さきに運輸委員長　国家基本政策委員長の要職につき　またしばしば国務大臣の重任にあたられた正三位勲一等小里貞利君の長逝を哀悼し　つつしんで弔詞をささげます

参議院

議事日程
二月十日の議事日程は次のとおり。
議事日程　第五号
平成二十九年二月十日（金曜日）
午前十時開議
第一　国家公務員等の任命に関する件

議案提出
二月九日議員から次の議案が提出された。
ギャンブル等依存症対策基本法案（浅田均外一名発議）（参第一号）

質問主意書提出
二月九日議員から次の質問主意書が提出された。
拉致問題解決に対する安倍首相及び安倍内閣の責任に関する質問主意書（有田芳生提出）（第二五号）

人事異動

内閣

内閣総理大臣補佐官　和泉　洋人
国土強靱化及び復興等の社会資本整備、地方創生、健康・医療に関する成長戦略並びに科学技術イノベーション政策を担当させる（二月八日）

皇室事項

御祝電
天皇陛下は、二月十日イラン国のイラン・イスラム革命記念日につき、同月九日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

法務

公証人任免
東京法務局所属公証人池田耕平は願により公証人を免ぜられた。
林正彦は公証人に任命され、東京法務局所属公証人池田耕平の後任を命ぜられた。（以上二月六日）（法務省）

公告

諸事項

犯罪被害財産支給手続終了決定公告

大阪地方検察庁検察官

平成29年2月13日

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第21条第1項第5号の規定により犯罪被害財産支給手続を終了することとしたので公告する。

記

1　犯罪被害財産支給手続番号　大阪地方検察庁　平成28年第1号
2　犯罪被害財産支給手続終了決定の年月日　平成29年2月13日
3　終了決定をした理由
資格裁定を受けた全ての者について、被害回復給付金の特別支給等を行ったため。
4　この公告に関する問い合わせ先
〒553―8512　大阪市福島区福島1丁目1番60号
大阪地方検察庁　被害回復給付金担当　電話（代表）06―4796―2200　内線3120

○　上記支給手続を終了する決定に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に、当該決定をした検察官が所属する検察庁の長（大阪地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記4のとおり）。
○　当該決定の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該決定の取消しの訴えを提起することができます。
(1)　審査の申立てがされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。